

NPO法人

子どもの虐待防止 ネットワーク・かがわ

ニュースレター No.11

☆ H16.10 「児童虐待防止法」改正 ☆

- 法の目的 : 児童虐待が児童の著しい人権侵害にあたりと明確化された。
- 虐待の定義 : 保護者以外の同居人による虐待行為を保護者が放置している場合や子どもの目の前で母親が父親にDVを受けるといった子どもに対する直接の行為ではないが、心に深い傷を負う場合なども虐待に含まれることが明記された。
- 早期発見 : 以前は通告は医師や教師などの個人
→病院や学校などの団体も含まれるようになる。
- 通告義務 : ① 児童虐待を受けた児童 → 児童虐待を受けたと思われる児童に拡大。
② 通告先に市町村が加えられた。
- 通告後の措置 : 子どもの安全の確認だけでは不十分で継続して見守る必要がある場合、市町村などで関係機関を含めてネットワークを開設し多面的に支援していく。
- 保護者への指導 : 親子の再統合への配慮、虐待を受けた子どもが良好な家庭環境で生活できるように」という視点が明確にされた。

法の改正によって虐待防止への対応が大きく進歩したものの、それは発覚した場合です。他人事ではなく身近なこととして目を向け、虐待が起こらないように予防を確りしていかなければならないと感じました。

☆ 第11回学術集会：北海道大会に参加して ☆

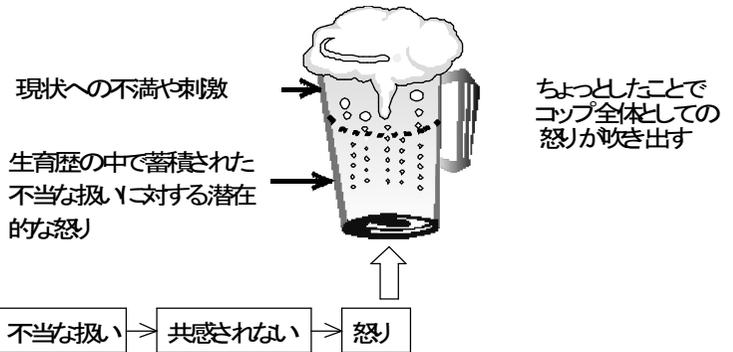
分科会：「ネグレクトとは何か」

ネグレクトは不適切な養育・放置・保護の怠慢であり「静かな虐待」とも呼ばれるように、発見しにくく事件化して初めて気が付くという場合が多く見られます。

「虐待とは何か」「ネグレクトとは何か」を声にしていくことで社会の意識を高めていく必要性を感じ、地域のネットワークの強化により見えにくい部分に目を向けやすくし、より多くの援助が求められていくべきではないかと感じました。

「 生い立ちの整理をどうサポートするか 」 —分科会—

虐待を受けた子どもにとって、自分の生い立ちに向き合い整理していくことが大事であるということが、この分科会では説明されました。つまり、子どもと向き合って、これまで受けてきた、又は現在受けているひどい仕打ちは「自分が悪いせいではなかったんだ」と分かってもらえるように、その人の年齢にあわせた言葉で説明するということでした。そうすることが、その生い立ちの中で蓄積されてきた潜在的な怒りをいくらかでも和らげることができ、虐待を受けてきた子どもの心をケアする上で非常に重要であると考えられました。



「 国際シンポジウム全体会議 」

日本の子どもの虐待防止対策はまだまだ立ち遅れています。先へ進む国から、わが国がその後辿るであろう道標が示されました。

- 1期：まず虐待はその存在を長年否認される。
- 2期：その存在に気付く。
- 3期：可哀相な子どもを醜い親から保護しようとする。
- 4期：それだけでは解決しないと気付き、親への援助を始める。
- 5期：もっとも表面化しにくかった性的虐待に気付く。
- 6期：さらに予防こそが重要であると気付くに至る。

これを明確に教えていただき、私の周囲を改めて見直し気付くことができました。

私達はこれからどこへ向かうべきなのでしょう…？！

11月は児童虐待防止推進月間です

11月の週末、日本全国を心のリレーでつなく、☎相談マラソンを実施しました。

●香川では30時間連続で電話相談を行ないました。

11月25日（金）10：00～26日（土）16：00

「今、相談しようかどうかと迷うあなた
一度、話をしてみませんか？」

電話相談 **子どもの虐待ホットライン・かがわ**

TEL.087-888-0182

通常は火・木・土（10：00～14：00）に電話相談を行なっています。

第5期 電話相談員養成講座受講者の声

平成17年7月14日より電話相談員養成講座が開催中です。受講者がどのように感じているのか聞いてみました。

- 虐待を知りその視点から見ないと見逃すことや、虐待は誰にでも起こりうる問題で、地域の連携の大切さがあると痛感した。
- 自分自身を知ることや子どもたちや周囲の接し方の参考になる。
- 講師が多様であり興味をひく研修内容で、随分吟味してくれたのだろうと感謝している。
- 虐待する側の問題があり、誰が悪いのか何が悪いのか分からなくなるばかりだが、勉強して「虐待」から子ども・親を守れたらと思う。
- 虐待の不透明さを感じ、同時に虐待に関わっている各種団体やボランティアの方々の心労を切に感じた。

掲 示 板

○ 講演会のお知らせ

講 師 : 姫野 友美 氏 医学博士・心療内科医

テ ー マ : (仮)『大丈夫!そんなに頑張らなくて!』

～子育てが楽になるヒント～

日 時 : 平成18年3月11日(土) 午後2:00～4:00予定(会場1:30)

場 所 : 高松テルサ 1階ホール

問い合わせ先 : 事 務 所

○ セミナー開催中

11月16日(水)	「親への援助 世代間伝達・DV・当事者カウンセリング」 日本家族再生センター : 味沢 道明 氏	13:00～15:00 香川県合同庁舎 2F
11月21日(月)	「被虐待児の心理と援助」 高知児童相談所 小児科医師 : 澤田 敬 氏	10:00～12:00 高松テルサ視聴覚室
	「出産前の虐待防止活動」 高知児童相談所 小児科医師 : 澤田 敬 氏	13:00～15:00 高松テルサ視聴覚室
11月30日(水)	カウンセリング講義「コミュニケーション技術について」 四国学院大学 講師 : 濱田 知美 氏	14:30～16:30 香川県合同庁舎 2F
12月7日(水)	「心の支援」 香川大学 助教授 : 竹森 元彦 氏	13:00～15:00 香川県合同庁舎 2F
H. 18 2月7日(金)	「相談者の心の健康を保つ」 岡山大学 医学部 医師 : 岡田 宏基 氏	10:00～12:00 香川県合同庁舎 2F 予定

※ 申し込み・問い合わせ先:事務所

○ ホームページ: <http://www7.ocn.ne.jp/~kcapn/>

会員・賛助会員を募集中です。

本会へのご協力、ご支援をお願いいたします。

振込み先) 郵便振込口座 : 01630-5-2437

加 入 者 名 : (特)子どもの虐待防止ネットワークかがわ

特定非営利活動法人 子どもの虐待防止ネットワーク・かがわ ニューズレターNo.11 2005年12月 発行

事 務 所 TEL: 087-888-0758 FAX: 087-888-1070

毎 週 火・木・土 (午前10時～午後3時)